

## 第4章．みどりのまちづくりの方針

---



## 第4章．みどりのまちづくりの方針 .....

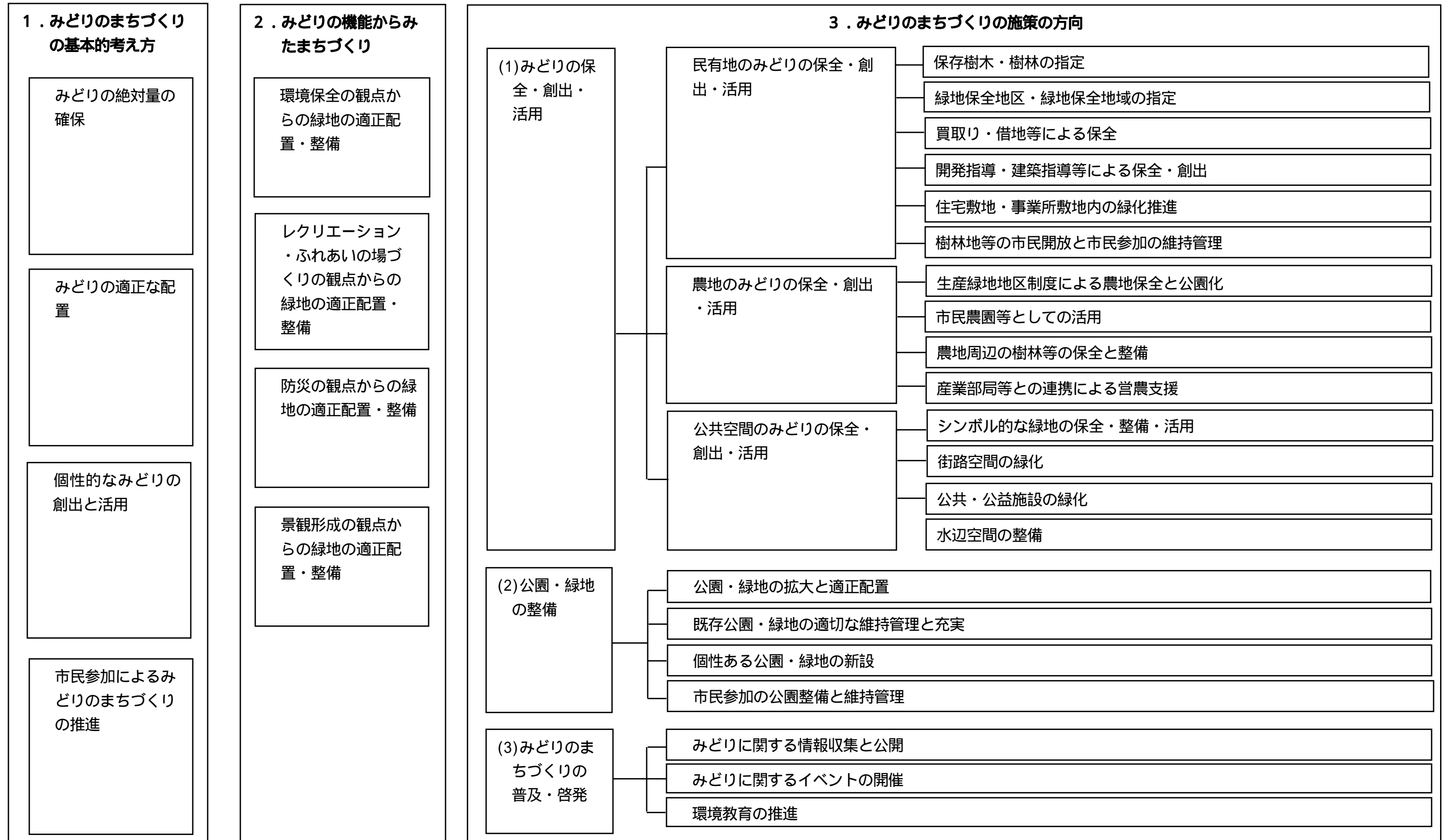


### 【第4章のポイント】

- ・西東京市のみどりのまちづくりにあたっての基本的考え方を、  
みどりの絶対量の確保  
みどりの適正な配置  
個性的なみどりの創出と活用  
市民参加によるみどりのまちづくりの推進  
とします。
- ・「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」といった多様な視点から、緑地の有機的な配置に努めていきます。
- ・「みどりの保全・創出・活用」「公園・緑地の整備」「みどりのまちづくりの普及・啓発」の観点から、様々な施策を総合的に展開していきます。

## 4 - 1 . みどりのまちづくり方針の体系

西東京市における、みどりのまちづくり方針の体系を、次のように考えます。





## 4 - 2 . みどりのまちづくりの基本的考え方

西東京市における「みどりのまちづくり」を展開するにあたっての基本的な考え方を、次の通りとします。

### みどりの絶対量の確保

みどりは、前述のように、環境保全・レクリエーションと交流の場の提供・防災・景観形成など、多様な機能をもっていますが、その機能を十分に発揮させるためには、まずみどりの総量を、可能な限り多く確保していく必要があります。

市民と行政との協力・連携により、市内のみどりの絶対量を確保し、豊かな「みどりに包まれたまち 西東京」を後世に伝えていきます。

### みどりの適正な配置

みどりは、庭先のみどり・公園のみどり・街路樹など、その種類により、あるべきところにあることで効果を発揮します。

面的な緑地空間と、線的なみどりの帯がつながりをもって存在していることも望まれます。

様々なみどりが適正に配置され、有機的にネットワーク化されているようなみどりのまちづくりを行います。

### 個性的なみどりの創出と活用

みどりは、その存在自体が生態系の保全、憩いの場の提供などの価値をもつため、造形的な美を追求していなくても、一定の効果がみられます。

しかし例えば、武蔵野在来の樹種（郷土樹種）を生かした緑化、西東京市のシンボルとなるような緑地の保全・整備、他市に誇れるような美しい街路樹の整備された並木道の整備などの取組みにより、「みどりの文化」が育かれ、あるいは人々がみどりの重要性を認識するきっかけともなると考えられます。

こうした観点から、個性的で人の印象に残るようなみどりのまちづくりを進めていきます。

### 市民参加によるみどりのまちづくりの推進

「みどりに包まれたまち」を形成するためには、まず市民一人一人に「自分たちのまちのみどりは自分たちの手で守り、育てる」という意識をもっていただくことが不可欠です。

そのための機運の醸成や啓発活動などに努めていきます。

一方、公園づくりや緑地づくりなどのまとまった「みどりの空間」づくりにおいても、これまで以上に市民参加を促進していきます。

計画の検討段階から、整備、維持管理の段階まで、継続的な市民参加がなされるように努めていきます。



## 4 - 3 . みどりの機能からみたまちづくり方針

みどりの機能別にみた緑地の配置方針を、次の通りとします。

### (1) 環境保全のための緑地の配置方針

#### 環境緑地の構成

西東京市の環境保全や改善に資する緑地（広義）は、公園・緑地・河川・農地など、多様な要素から構成を図るものとします。

単にみどりの空間を守り拡大するのみならず、望ましい地域生態系の保全・創出の観点から、「生物の多様性」「大気や水循環」などの視点も重視し、有機的な配置に心がけるものとします。

#### 公園の整備

公園については、既存の小金井公園や田無市民公園・西原自然公園・谷戸せせらぎ公園・文理台公園などを大切に保全しつつ、さらなる緑化や水辺空間の整備などを図ります。

新規の公園整備も合わせて進めます。

これらの取組みにより、市内の公園の全体面積を拡大し、結果として緑被率の維持・向上につなげることも狙います。

#### 緑地の整備

緑地としては、東京大学附属農場・演習林やその周辺の緑地機能に着目して、その保全に努力します。

附属農場は将来移転が予定されていますが、特に多様な生態系をもっているこのみどりを、市の重要な財産として大切に継承していくことに努めます。

その他の緑地についても、萌芽更新をはじめとする適切な維持管理に努力していきます。



東京大学附属農場・演習林

#### 水辺空間の整備

石神井川・玉川上水・千川上水といった河川・水路の水質浄化と沿川の緑化、多自然型の護岸整備などを総合的に推進します。

現在暗渠になっている白子川・新川・田柄川についても、その水質の保全と改善、水量の確保などに努めていきます。

その他、公園内の「池」や「水の流れ」も充実していくことで、市内全体の水辺環境改善の向上に努力します。

#### 街路空間の整備

街路空間については、既存の街路樹や街路植栽を保全・充実していきます。

現在は歩道幅員が十分でないため、みどりの空間についても十分に確保しにくい状況にありますが、都市計画道路の整備や沿道建物の壁面後退などの機会を活用して、環境改善に資するみどりの創出を図ります。

大気汚染の防止に効果の高い樹種の採用を図ります。

#### **公共建物の整備**

市役所・公民館・学校などの公共建物については、特に緑化の充実に努力していきます。

#### **民有地の整備**

前記の公共空間に加えて、生産緑地のみどり、住宅敷地内のみどり・屋敷林、工場や事業所内のみどり、田無神社・総持寺・福泉寺などの神社仏閣内のみどりといったように、民間敷地内のみどりについても、その環境保全・改善上の機能を重視して、積極的にその充実に努力していきます。

特に農地については、その環境保全の機能に着目して、生産緑地の指定を促進するとともに、国に対する税制改革の要望など、減少に歯止めをかけるための努力を継続します。

大規模なマンションの建設などにあたっては、新たな緑化のチャンスと捉えて、公園の設置や敷地内緑化・屋上緑化などへの協力を要請していきます。

#### **環境緑地の有機的ネットワーク化**

以上の「点的なみどり」「線的なみどり」「面的なみどり」「水辺」の相互を結ぶような、有機的ネットワークのための取り組みを推進します。

超長期的には、それらが明確に連続性をもち、上空や高層建物の屋上などからはっきりと認識されるような「みどりと水のまちづくり」を目指します。

これにより、大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和など、地域の生態系、ひいては地球規模の環境保全への貢献も目指します。

## (2) レクリエーション・ふれあいのための緑地の配置方針

### レクリエーション緑地の構成

レクリエーションや市民の交流のための緑地についても、公園・緑地・河川・農地など、多様な要素にその機能を見出し、保全・育成に努めます。

### 広域公園の整備

広域・週末のレクリエーションの拠点として、小金井公園と現在整備中の(仮称)合併記念公園を位置づけ、その適正な維持管理と活用に努力します。

小金井公園については、東京都が管理する公園ですが、西東京市民のレクリエーションの場として、地元イベントの開催などにも努力していきます。

市の南西行政界付近にありますが、そこに至る市内の歩行者動線の改善など、西東京市民が行きやすい環境整備も推進します。

東京大学附属農場・演習林の一带については、附属農場の移転後も大規模緑地としての機能の保全に努めるとともに、市民に開放されたレクリエーション空間としての活用も検討していきます。



都立小金井公園

### 水辺空間の整備

石神井川・玉川上水・千川上水といった河川・水路は、現在のところ、水に親しむにはほど遠い状況にあります。

将来は、水質浄化と合わせて、親水緑道や広場を整備するなど、レクリエーションのための空間としての再生を目指します。

現在暗渠になっている白子川・新川・田柄川については、一部を人工のせせらぎとするなど、親水的な整備の可能性を長期的視点で検討していきます。

公園内についても水に親しめる「池」や「水の流れ」の整備に努力します。

### 身近な公園の整備

地域・日常のレクリエーション需要に対応する施設として、田無市民公園・西原自然公園・文理台公園など、身近な公園を将来にわたって大切に保全していきます。

可能な限り新規の公園整備を進め、レクリエーション空間の地域格差の是正に努めます。

実際の整備箇所を、現在特定することはできませんが、地域間に大きな格差がでないように、バランスの良い配置を目指します。

既存の公園のリフォームや適正な維持管理にも努めます。市民参加の公園整備や維持管理への参加なども推進していきます。

### 農地の活用

すでにある農地は、大規模な投資がなくとも、運営形態などの工夫により、レクリエーシ



ヨンのための空間となり得る可能性をもっています。

市民農園や体験農場など、多様な農地の活用法を探り展開していきます。

### レクリエーションのネットワークの形成

多摩湖自転車・歩行者道など、すでに一部が整備されていますが、みどり豊かな歩行者・自転車専用（または優先）の遊歩道として「みどりの散歩道」の形成を図ります。

「みどりの散歩道」は、各地域の特性を活かして、デザインや幅員などに工夫を行っていきます。

前述した「幹線道路の街路樹や植栽」「河川沿い緑地」などと合わせた総合的な整備で、市内の各所を巡るレクリエーション系のネットワークの形成を図ります。



多摩湖自転車・歩行者道

### (3) 防災のための緑地の配置方針

#### 防災緑地の構成

防災性の向上に資する緑地についても、公園・緑地・河川・農地など、多様な要素から構成を図るものとします。

#### 公園の整備

公園は、非常時の避難空間となるほか、火災発生時には、延焼を遮断する効果ももっています。

既存の小金井公園や田無市民公園・西原自然公園などの保全と周辺緑化を推進すると共に、東伏見公園などの新規の公園整備を進め、市全体の防災性の向上を図ります。

東京大学附属農場・演習林と小金井公園については、広域避難場所（火災の大規模化菜などのため避難する大規模な空間）として位置づけられているため、その機能の保全に努めます。

移転が予定されている東京大学附属農場についても、将来にわたって防災空地としての機能の確保に努めます。

市内各所にある身近な公園（住区基幹公園）については、一時避難場所（生命を守るため当面避難する空間）として活用・整備を進めます。



田無市民公園

#### 水辺空間の整備

一定の幅員をもつ石神井川についても、延焼遮断の効果が期待されます。

河川自体の改善に加えて、沿川の緑化などにより、防災性の向上を目指します。

調節池や池、水の流れなども、防火用水としての活用を考えます。

#### 街路空間の整備

一定以上の幅員をもつ道路については、延焼遮断の機能に加えて、避難・救援のための空間としての機能を発揮することも期待されます。

新たに整備する都市計画道路の沿道では、建物の耐震化・不燃化にとどまらず、積極的な緑化を進め、これらの機能向上を図ります。



市内の農地

#### 農地の保全

市内の農地は、東京区部に比較的近いことから宅地化が進行していますが、一方で生産機能を期待された生産緑地も多くみられます。

これらについては、その延焼遮断機能・避難空間機能などに着目して、可能な限り保全していくものとします。

#### (4) 景観形成のための緑地の配置方針

##### 景観緑地の構成

都市景観の形成・向上に資する緑地についても、公園・緑地・河川・農地など、多様な要素から構成を図ります。

##### 公園・緑地の整備

小金井公園、東京大学附属農場・演習林、西原自然公園、北町緑地保全地域、碧山森緑地保全地域といった、市のシンボリックな緑地については基本的に保全し、必要に応じて手を入れることで、良質な自然景観を守っていきます。

将来移転予定の東京大学附属農場についても、美しい緑地として機能の維持に努めます。

それらと連続する形で周辺部での緑化も推進し、さらなる景観向上を図ります。

##### 水辺空間の整備

石神井川・玉川上水・千川上水といった河川・水路については、西東京市の景観形成上、重要な要素と考えて、水質浄化や整備を推進していきます。

現在暗渠となっている白子川・新川・田柄川についても、上部空間の修景整備に努めるとともに、一部にせせらぎ空間の整備を行うなど、景観向上のための取組みを検討していきます。

「池」や「水の流れ」も、都市にうるおいを与える空間として整備を推進します。



石神井川

##### 街路空間の整備

将来都市構造図で「みどりのシンボル軸」と位置づけている都市計画道路の一定区間については、街路樹や植栽の充実で、良好な街路景観を形成します。

街路毎に樹種や配置を変化させるなどの工夫で、個性の創出を目指します。

既存の旧街道については、新たな都市計画道路の整備後は、歩行者を中心とした路線として整備が可能であると考えられるため、親しみのもてる樹木や花々により景観の向上を図ります。生活道路についても、沿道の壁面後退と合わせて生垣化等の緑化を推進します。

##### 民有林の保全

住宅地内の屋敷林など、まとまった民有林は、地域のシンボルやアイストップ(=視線に飛び込んでくる対象物)として極力保全を図ります。

特に西東京市には、武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、大木などが多くみられることから、それらを大切に保全していくことに努めます。

##### 農地の保全

農地には、都市内の景観にゆとりやうるおいを与える効果もあります。

その観点からも、農地の保全に努力していきます。

## 4 - 4 . みどりのまちづくりの施策の方向

みどりのまちづくりの分野別の展開方向を、次の通り考えます。

### (1) みどりの保全・創出・活用

#### 民有地のみどりの保全・創出・活用

##### 【保存樹木・樹林の指定】

まだ市内各所に残されている樹木・樹林ですが、維持管理の困難さや相続時の処分などにより減少・滅失することが多くなっています。

市では、「保存樹木」「保存樹林」を指定して、それらの保全を支援していますが、今後とも支援を継続するとともに、施策の充実も検討していきます。

##### 【緑地保全地区・緑地保全地域の指定】

建築物の土地の形質の変更などの際に都知事の許可が必要な「緑地保全地区」が「東伏見稻荷緑地保全地区」として指定されています。

それに準ずる「緑地保全地域」が、「保谷北町緑地保全地域」「碧山森緑地保全地域」に指定されています。

こうした指定は基本的に継続したうえで、他の地区における現状を把握し、地権者の協力のもと、追加指定を行う可能性についても検討していきます。

##### 【買取り・借地等による保全】

特に良質な樹林地等の滅失の恐れがある場合には、市が設置している「まちづくり整備基金」の活用などにより、可能な限り買取り保全に努めていきます。

すべてを全面買収によるのは財政的に困難な面があるため、借地形態で保全することなども検討していきます。

個人所有の樹木のリサイクル利用を支援する「グリーンバンク」の創設などについても、導入の可能性を検討していきます。

##### 【開発指導・建築指導等による保全・創出】

一定規模以上の開発にあたっては「開発許可」が必要とされますが、東京都の権限により指導が行われており、公園緑地の設置などが義務づけられています。

市の開発指導要綱により望ましい開発を行政指導しているため、今後も緑地の保全・再生について必要な指導を継続していきます。

建物の建築が合法的か否かを審査する「建築確認」についても東京都の権限にあります。望ましいみどりの将来



碧山森緑地保全地域

「開発許可制度」とは一定規模以上の民間による開発行為が行われる場合に、その内容を行政が審査し、必要に応じて指導する制度です。開発に見合った道路や公園などの都市基盤の提供などが義務づけられています。

像を実現するため、市でも建築情報の収集に努めるとともに、東京都に対しても必要な要請を行っていきます。

#### 【住宅敷地・事業所敷地内の緑化推進】

一戸建て住宅や集合住宅の庭などにおいても緑化が進むように、啓発活動や支援（生垣の造成補助・苗木の配布）を継続します。

工場や事務所などの事業所に対しても、緑化の働きかけを継続します。

剪定した枝のリサイクル利用の促進など、みどりの資源を有効に活用するシステムのあり方を検討していきます。

「建築確認制度」とは  
建物の新築や建て替え・大規模増改築などの際に、行政（または民間の確認機関）がその内容を審査し、法的条件を満たしているかどうか確認する制度です。  
条件を満たせば「建築確認」がなされ、建築着手が可能となります。

#### 【樹林地等の市民開放と市民参加の維持管理】

個人や事業所が所有する樹林地についても、良質なものは地域全体の力で保全していく必要があります。

可能な限り屋敷林の見学会などのイベントを開催して機運の醸成に努めていくとともに、所有する方へ協力をお願いをしていきます。

個人宅の庭を地域に開放していただく「オープンガーデン」などの手法についても研究を深め、普及を図ります。

「オープンガーデン」とは  
個人の庭を、地域の財産としていかにするために一般に公開するものです。イギリスで生まれた考え方で、わが国でも普及しつつあります。  
有料で公開して収益を福祉活動にあてている例もみられます。

#### 農地のみどりの保全・創出・活用

##### 【生産緑地地区制度による農地保全と公園化】

「生産緑地地区」の指定を促進し、都市農地の保全に努めます。

基本的に長期間の営農が義務づけられており、ある程度農地の存続が担保されていますが、所有者の状況により、市に対して買取りの申し出が行われることもあるため、財源の確保に努め、買取りによる公園化などに向け準備を進めます。

「生産緑地」とは  
特定の都市部において、30年間は営農を続けることを所有者が宣言し、都市計画に定められた農地のことです。  
相続の発生時や特殊事情で営農が困難になった場合には、市に買取りの申し出ができることとなっています。

##### 【市民農園等としての活用】

市民が農業体験を行うことのできる市民農園としての活用を推進します。

学校に近接した農地では、「学校農園」として教育的な利用方法も検討していきます。

直売所の設置推進などにより、「地産地消（＝地域で産出したものを地域で消費すること）」のまちづくりを進めます。

##### 【農地周辺の樹林等の保全と整備】

里山的な空間をまとまって残すため、農地のみならず、その周辺の樹林等の保全にも努めます。

### 【産業部局等との連携による営農支援】

安定的な農地経営が可能となることで農地のみどりの保全も可能となります。  
産業部局等との連携により、営農環境を整えるなど、営農支援に努力します。

### 公共空間のみどりの保全・創出・活用

#### 【シンボリックな緑地の保全・整備・活用】

西東京市のみどりの最大のシンボルである東京大学附属農場について、移転後の機能維持・公園化等のため、総合的な取組みを検討します。

その他、地域レベルのシンボルと呼べるような緑地についても、地域の力を借りて保全に努めます。



東京大学附属農場・演習林

#### 【街路空間の緑化】

都市計画道路をはじめとする幹線道路については、一定程度の幅員をもつため、街路樹や街路植栽を進め、街路空間のみどりの充実をめめます。

その通りの雰囲気にあった街路樹の整備を進めるとともに、低木や地被植物、花々などにより、変化に富み個性的な街路空間の形成を目指します。

沿道で一定の空間が確保される場合には、ポケットパーク（＝ミニ公園）の整備も検討していきます。

#### 【公共・公益施設の緑化】

市役所をはじめ、学校・文化施設・福祉施設・集会施設など、市内に多く立地する公共・公益施設については、敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化など、特に率先して緑化に努めていきます。



市役所田無庁舎

#### 【水辺空間の整備】

石神井川・玉川上水・千川上水といった河川・水路について、沿川の緑化、多自然型の護岸整備など、親水性を高める施策を総合的に推進します。

現在暗渠になっている白子川・新川・田柄川についても、その水質の保全・改善に努めるとともに、緑道化の可能性等も検討していきます。

その他、公園内の「池」や「水の流れ」も充実していくことで、市内全体にうるおいのある水辺空間がうまれるように努めます。

## (2) 公園・緑地の整備

### 公園・緑地の拡大と適正配置

既存の公園の拡張や公園の新設に努め、市内の公園面積の拡大を図ります。

誘致圏(=通常使われる範囲)を考慮して、現在特に公園の少ない所を優先して新規整備を推進していきます。

財政的な制約もありますが、公園の不足区域や特に公園に適した所などでは、積極的に用地取得を図るように努めていきます。

都営住宅の跡地など、相当規模の土地利用転換が行われた土地、または行われる土地においては、可能な限り用地を買取り、公園・緑地の新規整備を図ります。

### 既存公園・緑地の適切な維持管理と充実

既存の公園や緑地は大切な市民の財産であり、その保全と適切な維持管理に努めます。

樹林地などは、人がある程度手を入れることで良好な状況に保たれる場合も多いため、行政・市民が連携してその維持管理に取り組んでいきます。

公園についても、市民の声を聞きつつ、バリアフリー化や防災性・防犯性の向上など、必要に応じて改良・充実を進めていきます。

「バリアフリー化」とは  
段差の解消や手すりの設置など  
によって、空間の移動や利用の際  
の障害をなくすことです。  
誰にとっても利用しやすいよう  
にあらかじめ作っておく「ユニバ  
ーサルデザイン」の考え方も一般  
化してきています。

### 個性ある公園・緑地の新設

歴史公園・文化公園・水辺公園・はらっぱ公園・花の公園・スポーツ公園・自然に近い形の野趣あふれる緑地など、個性的な公園・緑地の新設に努めます。

その地域のシンボルとなるような樹木や花の採用なども検討していきます。

積極的に花々を植えることでまちに彩りを与える「花いっぱい運動」を推進していきます。

### 市民参加の公園整備と維持管理

公園整備にあたっては、地域の市民のニーズ(=需要)を踏まえることが最重要であるため、極力計画段階からの市民参加を進め、地域の声の反映に努めます。

維持管理についても、地域の財産としての公園として大切に使われるように、地域の人たちに可能な範囲で協力をいただきながら行います。

### **(3) みどりのまちづくりの普及・啓発**

#### **みどりに関する情報収集と公開**

みどりに関する情報を、積極的に収集・整理します。

みどりに関する調査を、可能な限り定期的を実施していきます。

これらの結果を、市民にわかりやすく公開・提供することに努めます。

#### **みどりに関するイベントの開催**

みどりに関するシンポジウム・ワークショップ・まち歩き・緑化コンテストなどを積極的に企画・開催していきます。

東京都や周辺市、その他の公益団体によるイベント情報についても、市民への広報に努めます。

#### **環境教育の推進**

学校教育のみならず、成人向けの生涯学習の機会等において、みどりの重要性をはじめとする環境教育を継続・充実していきます。